

最低賃金額の確認方法

- 1 時間給の場合
- | | | |
|-----|---|------------|
| 時間給 | ≧ | 最低賃金額（時間額） |
| 円 | | 円 |
- 2 日給の場合
- | | | | | | | |
|----|---|-------------|---|-----|---|------------|
| 日給 | ÷ | 1日の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額（時間額） |
| 円 | | 時間 | | 円 | | 円 |
- 3 月給の場合
- | | | | | | | |
|----|---|--------------|---|-----|---|------------|
| 月給 | ÷ | 1か月の平均所定労働時間 | = | 時間額 | ≧ | 最低賃金額（時間額） |
| 円 | | 時間 | | 円 | | 円 |
- 4 上記1, 2, 3が
組み合わせられている場合
- 例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合
- ① 基本給（日給）→ 2の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→ 3の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

事例1 北海道（新最低賃金1,131円）で働くAさんの場合（月給のみの場合）

- ① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
233,000円 - 8,000円 = 225,000円

- ② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
225,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間（例：176時間）
= 1,278円

【新最低賃金額1,131円】と比較した結果、問題なし

(例)

基本給（月給）	200,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	233,000円
1か月の平均所定労働時間	176時間

事例2 北海道（新最低賃金1,131円）で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

- ① 基本給（日給）を時間額に換算すると、
6,400円 ÷ 1日の所定労働時間（例：8時間） = 800円

- ② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
職務手当（月給）を時間額に換算すると、
40,000円 ÷ 1か月の平均所定労働時間（160時間） = 250円

- ③ 上記①と②を合計すると、
800円 + 250円 = 1,050円

【新最低賃金額1,131円】と比較した結果、最低賃金を下回る

(例)

基本給（日給）	128,000円
(= 6,400円 × 20日)	
職務手当（月給）	40,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	176,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間

使用者のみならず 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

※最低賃金額との比較にあたっては、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）